




政治倫理基準違反審査請求書 (議員用)

新城市議会議長

新城市議会議員	山田 辰也	 (代表者)
同	澤田 恵子	
同	浅尾 洋平	

新城市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査の請求の対象となる議員の氏名	村田康助、下江洋行、中西宏彰、柴田賢治郎、山崎祐一、竹下修平議員
審査又は調査すべき事案の内容	新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号違反の有無
審査を請求する理由	<p>下記の点に於いて、政治倫理条例第4条(1)に違反する可能性が高いため。</p> <p>1) 市民から令和元年5月21日付の不当利得で住民監査請求されたことは、議会の品位と名誉を損なったと同時に疑惑を招いた行為。</p> <p>2) 平成30年3月28日～29日の東京研修2日目が虚偽の研修報告と単なる見学である。よって市民から政務活動費使途の疑惑と名古屋地方裁判所に提訴されたことは、議会の信頼失墜と市民から品位と名誉を損なうような疑惑を招いた行為。</p> <p>3) 当時の要望・陳情書が報告書に添付されておらず、また、繰り返し議会へ当時の要望・陳情書の提出を求めても未だに提出されず、作成者も明らかにされていない事は、市民から政務活動費使途の疑惑を招いた行為。</p> <p>4) 2日目の施設見学の当日は休館日であり、どのような施設見学(事前予約・完全予約制)をされたのかの経緯が明らかになっておらず市民から真偽の疑惑を招いた行為。</p> <p>以上、村田康助議員外5名は市民全体の代表者としての議員責務を放棄し、第4条1号のその品位と名誉を損ない市民から疑惑と道義的責任を招いた行為。</p>

添付資料：政治倫理基準に違反する事実を証する資料